

議案第79号

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 住民基本台帳法の改正に伴い、除票及び戸籍の附票の除票等の管理について定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例（平成15年6月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「住民票の写しの交付の請求」の次に「、法第15条の4第1項又は第2項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の請求、同条第3項又は第4項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の申出」を加え、「及び同条第3項」を「、同条第3項」に改め、「写しの交付の申出」の次に「、法第21条の3第1項又は第2項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求及び同条第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の申出」を加える。

第7条第1項中「及び第20条第5項」を「、第15条の4第5項、第20条第5項及び第21条の3第5項」に、「又は戸籍の附票」を「、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票」に改め、「（住民票等の消除を行った場合は、当該住民票等に記載されていた者をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。